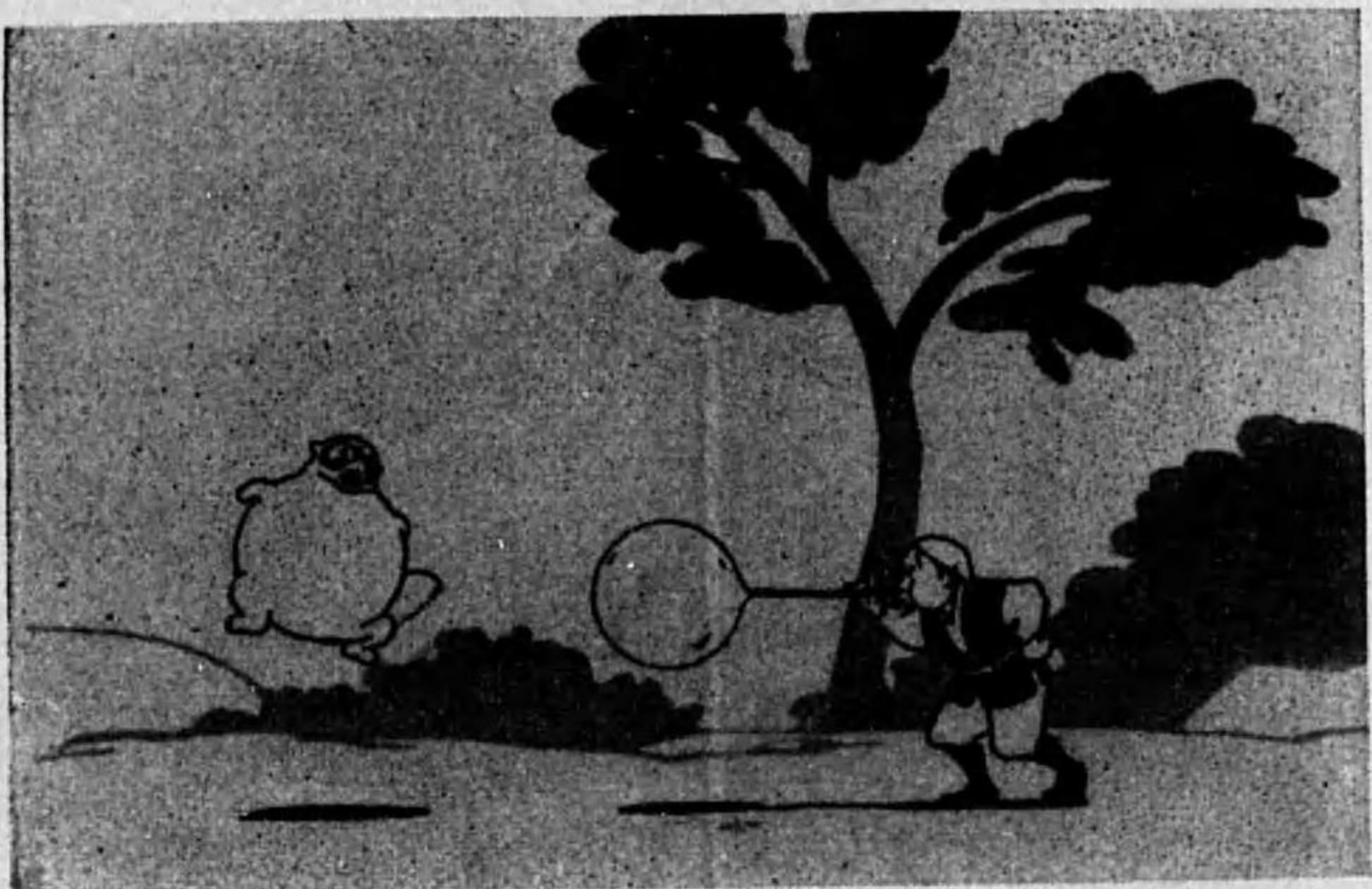


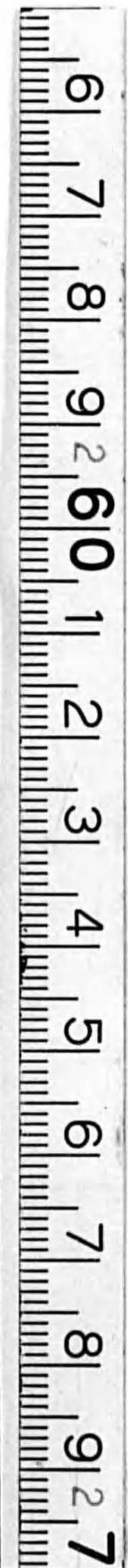
文部省
教育映画時報



5

昭和六年三月

文部省教育會社



始



目 次

一、新作映畫解説

鹽の話

發行所寄贈本

二、教育映畫限定期に關する努力（ユレス・デスレー氏） 一一一七

三、内外教育映畫時報 三〇

民衆娛樂調査委員會

四、ローマ教育映畫國際學院の近況 三四

五、教育映畫關稅撤廢運動 三五

文部省映畫近况 三八

六、ファイルム頒布に就いて 四〇

七、ファイルム貸與に就いて 四二

八、文部省製作映畫目錄 四五



279-56



新作映画解説 話

全二卷

内 容

本映画は、我が國に於ける製鹽法につき説述したもので、專賣局山口縣三田尻試驗場の盡力により鹽田作業・機械製鹽・專賣局に於ける鹽の検査・買上げの實況等製鹽業の實際を説示したものである。題名新本多喜四郎は、日活題代つもじて大蔵川本

天日映畫社
(大字は字幕、小字は説明字句)

第一卷

鹽は我々の生活に一日も無くてはならぬものである。

鹽には岩鹽と海鹽の二種がある。

國語は日本語であるが、英語や中国語なども使われている。

我國には岩鹽の產出がなく、鹽田法と稱する我國獨持の方法によつて古くから行はれてゐる。

臺灣朝鮮關東州には天日製鹽の方法が行はれてゐる。



天日製鹽法は、粘土質土壤で漏水せぬ様に造つた鹽田に海水を湛へておき、日光風力によつて次第に水分を蒸發せしめ自然に鹽を結晶せしめる方法である。『もと盐田』によると、專賣銀出口鹽三田氣太郎

鹽田法では、鹽田上の細砂を媒介として海水から濃い鹹水（鹽分を多量に含める水）を作り、是を煮詰めて食鹽を製出するので、採鹹と

煎熬（煮詰め）との二つの仕事がある。

採鹹

○海水を汲み上げて鹹水を抽出して鹹養を置す。

揚濱鹽田法 海水を人力によつて鹽田の砂にかけ乾し鹹砂を作る法。

この製鹽法は、東北、北陸、山陰等の諸地方で行はれてゐる。

入濱鹽田法 海水を鹽田の砂に自然に滲透せしめて鹹砂を作る法。

我國內地では、大概、入濱鹽田法によつてゐる。

入濱鹽田は、海岸の干潟の砂地に築造し、堤防を以て波浪を防ぎ、一區劃一町七反内外に分ち、數條の溝渠を作り、之れに海水を導く。

入濱鹽田は、漏水せぬ粘土を底として礫砂を積み、その上にうすく粘土を敷きその上に砂を撒いて作られてゐるので、溝渠から海水を通すと砂の下になつてゐる礫砂の間を海水が流れる構造になつてゐる。

入濱鹽田作業 山口縣佐波郡中ノ關町鹽田

鹽田作業 先づ細砂を鹽田に撒く。

撒砂の使ひ方に依つて二段式三段式の別がある。

次に鍬をひいて塊を碎き板をかけて地盤に平に密着させる。
こうして鹽田に砂を撒き終ると。

溝渠の海水を撒いて呼び水として滲出蒸發を促す。

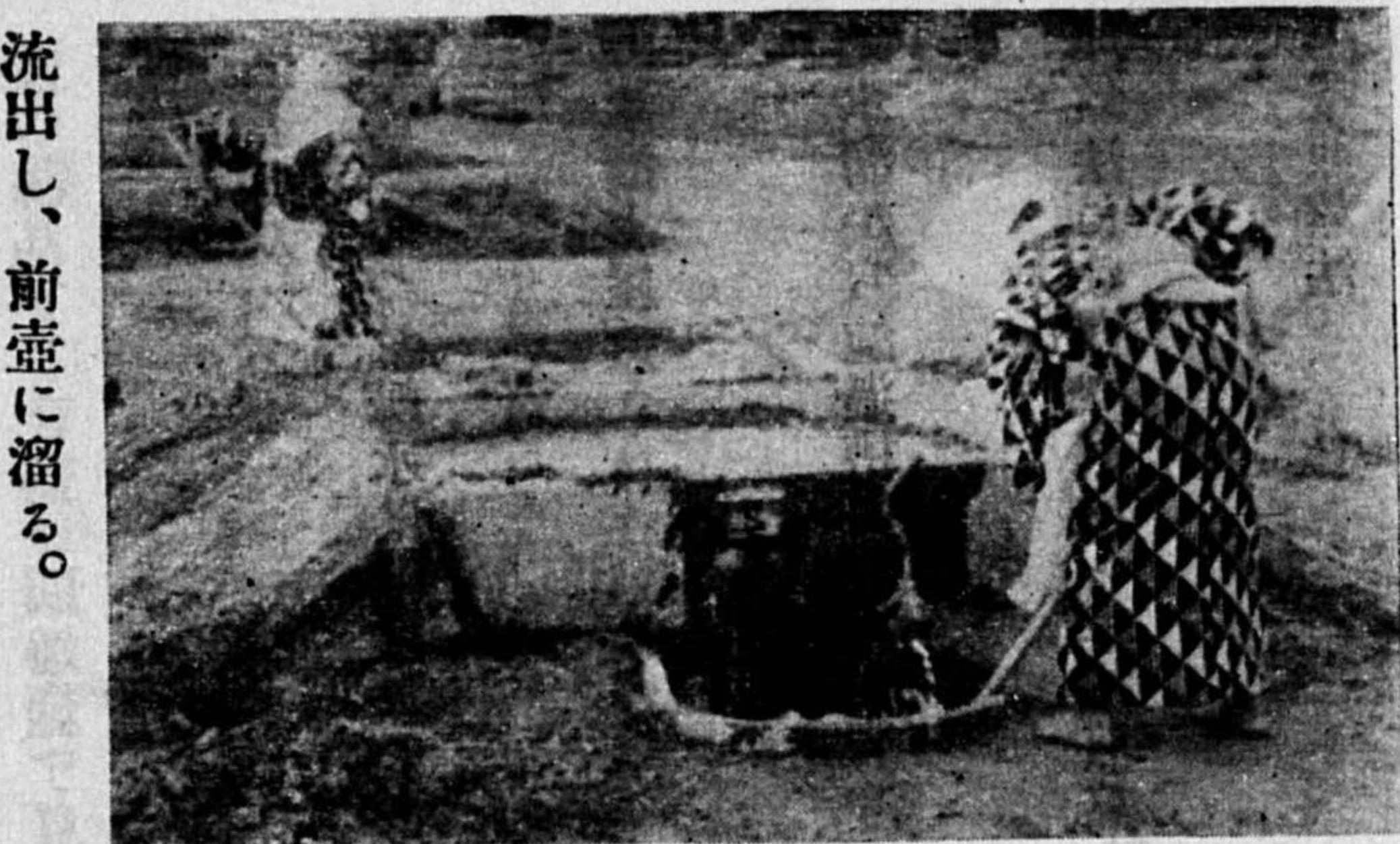
そこで豫て溝渠から引き入れられ、鹽田の底を流れてゐる海水は、上からしみ込んでくる呼び水に誘はれ砂止の水分の蒸發に伴れて次第に上層へ滲み上ることとなるのである。かくて

溝渠

溝渠に導いた海水は、鹽田の下層から滲出して次第に上層に、撒砂に出で、日光風力によつて水分を蒸發し、鹽分だけ撒砂に残ることとなる。

成るべく多く鹽分を砂に附着せしめるため、日々數回鍬を引いて細砂を搔きませ乾燥を促します。

鹽分が充分撒砂に附着した頃を見計つて之れを集め、沼井^{ぬい}に入れる。



流出し、前壺に溜る。

前壺。

前壺へ溜つた鹹水は、之れを汲み上げて鹹水溜へ送ります。

鹹水溜上屋。

回転槽にて濾過する機械を鹹水溜上屋と名づけます。

鹹水溜から濾過槽に送り、清澄にして、之れを煎熬場(煮詰場)へ送る。或ひ日々運

煎熬法には機械煎熬と平釜煎熬の二方法がある。

平釜煎熬法。

我國に於て古來行はれてゐる方法である。

釜屋

平釜

御農服衣事賣賣
三田製出處

今日では鐵釜を使つてゐるが、昔は石釜を使つた。

鹹水濾過器

アルミニウムの鋸歯状の板の隙間に水が出来て、苦竹を運搬する。

濾過槽から送られた鹹水は、一時豫熱槽に止めて次に平釜に入れる。

鹹水を豫熱槽に入れるのは、平釜に入れてから少しだって熱することを少くする爲である。

平釜に入れた鹹水を煮詰めると結晶して鹽が出来る。

鹽の結晶する有様を顯微鏡で見ると、

平笠に入れた鹹水を蒸留する結晶は鹽が出来る。

出來た鹽は掬ひ上げて居出場へ入れ、苦汁を抜いて包裝する。

鹹水を蒸留器に入れる。平笠の人はさわせぬで手洗をもつまめつせる事である。

居出場。平笠を付ける。一朝鏡鏡磨こ直さず大口平笠に入れる。

居出場は簞子の上にアンペラが敷いてあつて、その上へ出來た鹽（焚上鹽）をのせると苦汁が滴下し、食鹽が自然に乾燥するやうに出來てる。苦汁は製薬その他の原料になる。

斯うしてその地の専賣局收納所へ運ばれ、斤量品質を検査し、等級をつけて買ひ上ける。

廣島地方専賣局 三田尻出張所

機械製鹽法

機械製鹽の方法は、鹽田から採つた鹹水又は臺灣朝鮮から來る粗製鹽を精製して食鹽を造る。

機械製鹽の機械には、加壓式製鹽機、ST式製鹽機、真空式製鹽機等がある。

加壓式製鹽機 專賣局三田尻試驗場

蒸氣利用のST式製鹽機——專賣局三田尻試驗場

平笠開放式製鹽方法に於て徒らに散逸せしめつゝある蒸氣熱を適當に利用し可及的燃料の節約を計らんとするものである。

精製鹽や食卓鹽は機械で造る。

次に一例として真空式製鹽機をあげる。

真空式製鹽機

廣島地方専賣局三田尻出張所向島工場

歐米に於て行はる、最新製鹽法にして、燃料の節約、結晶微細品質一定、必要面積の僅少等がこの設備の特長である。

真空式食卓鹽製鹽機 廣島地方專賣局下松工場

我國に於ける鹽の產地

香川、兵庫、山口、岡山、廣島、德島、愛媛、愛知、大分、福岡、鹿兒島、沖繩、
宮城、石川、

年產額内地約十一億斤

臺灣、朝鮮、關東州、約七億斤

計 十八億斤(七十六億七千萬甕)

鹽は又醫藥に科學工業にその用途は實に廣汎なものである。

鯨

全二卷

宮城縣金華山沖に於ける壯快なる「まつこう鯨」捕獲の實況及捕鯨會社に於ける捕獲鯨處理の模様等を示し、加ふるに鯨の効用をも説示したる映畫である。

内 容

第一卷

鯨は、海洋に棲む巨大な動物で、その形は魚に似てゐるが、實は哺乳動物の游泳類に屬するものである。

皮膚は平滑で毛なく、前肢は鰭状で、後肢なく、毛は水平に廣がつてゐる。

頭上に鼻孔があり、目は甚だ小さく、口には齒あるものと齒なくして鬚を有するもの

とがある。

さあ、日本は小笠原諸島の北の島を守るために、

一一

その種類の重なるものを擧げると――

まつこう鯨

しろながす鯨

ながす鯨

いわし鯨

こく鯨



ざとう鯨

せみ鯨

いわし鯨

外洋の風波を避けて静かに機會を待つ捕鯨船。

出港……

鯨を求めて……遠く二〇〇浬の沖へ

やがてはるかに鯨群のが見える。

用意――機體を検べ、砲に火薬を込め、散弾を入れたる銛を装填する。

一三

銛に結ばれたるロープは走り易く巻かれる。

一四

その瞬間……、鯨は泳ぎ始める。

呼吸をなすべく水上に浮ぶ……その瞬間を狙つて

捕つた鯨は手早く目印の標旗を附して更に他の鯨群を追ふ。



獲物を收めて……尾は切り捨て抵抗を少なくし腹は割つて腐敗を防ぐ。

かくて船は歸路に急ぐ。

第ニ卷

色めき立つ作業場。

港外に響く汽笛の音に獲物を待つ人々。

夫れ夫れの持場によりさしもの巨體もたちまちに處理せられる。

調合事務夫婦夫婦工藝品

骨や肉などより鯨油を、

鰓繩は内お余水又前やきは蒸氣せきは、輪語。

油を探つた骨や肉や臓物は更に有用な肥料に、

肉かす類は肥料工場に運ばれ機械によつて細分され乾燥される。

骨付事務夫婦夫婦工藝品

一五

骨は碎かれて骨粉肥料に、

白皮は鹽漬とし貯藏せられて食膳に、

新鮮な肉は冷水に清められ煮沸せられて罐詰に、

鬚骨等は夫れ夫れ工藝品に、

鯨には何一つ無駄がなく古來から鯨一頭捕れば七瀆脳ふ——と云はれてゐる。

教育映畫限定に關する努力

國際聯盟發行「國際教育映畫評論」一九三〇年六月號所載 Puleo Desirè氏
論文英譯 An endeavour to define the educational cinema抄譯

映畫が教育や宣傳に著しい効力をもつものであることは、今更ら喋々する必要のない事實であつて、伊太利政府がローマ協會を設立した理由、又本誌中に發表された諸論文は凡てその明確なる證左である。然るに、私がこの論文の冒頭に於て此の點を強調する所以は、尙ほ此の事實に關して全く無智な、又は無關心な人々が、可成り多數に存在してゐるからである。

ローマ協會の仕事及び活動のプログラムは、その規程の中に集約されてゐる、即ち、藝術・職業・農業・等の訓練、方位測定 (orientation) 衛生上の宣傳、社會教育、等に關する教育映畫の製作普及及び各國間相互の交換を援助することなどである。かくの如く示された範圍は非常に廣汎なものであるが故に、或る一つの映畫が教育的であるか又は教育的でないかを考へる場合、其の正鵠を期するために、教育映畫の

一八

境界を限定し又それを定義することは、決して空なる努力ではないであらう。

本來、Educateur 即ち「教育家」なる語はフランス語であるが、Educatif 即ち「教育的」なる語はフランス語ではない。然し、言語學上の研究は扱て置き、前者が「教育にたづさはる人」の謂であれば、後者は「教育に關する、又は屬する施設・方法・目的物」等を意味するは勿論のことである。

然し Educator 及び Educative なる語の意味も、「教育とは何ぞや」の問題が充分に理解されて始めて了解されるのである。Litté（最も權威あるフランス語辭書の編纂者）は「教育」なる語の意味を次の三様に分つてゐる。

- 1、幼兒及び青年を育て上げ又訓練する行學。即ち智的能力及び手工的才能を全體的に獲得せしめ、道徳的性能を全體的に發展させるもの。
- 2、吾々人間の用ふる言語を、家畜類に話すことによつて、彼等を人間の意志に従はしむること。

3、世界の慣例に關する智識及びその實行

2 及び 3 は吾々には關係はなく、只 1 のみが吾々の注意を呼ぶ問題である。Littre は Instruction なる語を Education の異音同義なる語としてあげてゐる。然し Instruction (譯者註日本語に於てはやはり教育とか教授といふより仕方があるまい) は「精神上の能力」にのみ關することであり、吾々をより以上巧者にし博愛にする「知識」に關するものであることを斷つてゐる。Education (教育) は、智・情の二者を包含するものであつて、知識の獲得及び、情操に或る一定の道徳的方向を與へるものである。

以上の定義によつて、Education の範圍は Instruction の範圍に比して遙かに廣大であることが解る。Instruction を含まない Education はない。しかし Education でない Instruction は往々にしてある。而して社會的な見地からしては、Education は恐らく Instruction よりは一層重要なものであらう。かの兩親がその子供を教育して道徳的にも社會的にもより高い程度に引上げやうとするのは定義通りの Education である。かかる意味を以てすれば教育映畫なるものは、教授 (或は教育) 形式の完成を目的

とするあらゆる映畫を包含するものであらう、教師の言葉を強調し支持し、その理解の助けとなるものである。そして以上のことは、「教へる」Teachingと云ふ言葉の最も厳格なる意味（譯者注——學校教育を言ふ）に於て真であるばかりではなく、その最も廣義に解した場合に於ても、又最も自由なる解釋の下に立つ場合に於ても、亦真である。即ち衛生・兒童福祉・農業・歴史・地理・科學・藝術・職業教育・勞働災害防止の範圍に於けるあらゆる講義、宣傳が考へられる。

以上の如く教育映畫は非常に廣汎なる範圍に及ぶものであるが、何故このやうに廣汎であるかといふに、この種の映畫はその取扱ふ主題と目的とする民衆に十分適切でありさへすれば、十分なる教育的効果をあげ得ると云ふ點にある。のみならず、教育映畫と云ふものゝ價値は厳格に事實に粘着してゐることに存し事實の紹介に際しごまかしや捏造された空想先入主の偏見のない所に在るのである。

即ち此の點に、教育映畫を規定するに際しその基礎となる若干の要素があるのである。尙私は、以上の外に教育映畫の權威を更に加へる一特徴——興味本位でないと

云ふこと（Disinterestedness）——を附加したい。教育映畫は金の爲に作らるゝものではない。即ち教育映畫はそれを見る人の財布を小さくさせる爲のものであつてはならぬ。といふのは、教育映畫を見るのは、學ぶ爲に見るのであつて、決して單に享樂の爲め見物するものではないから、見る人は多大に裨益するゝからである。教育映畫は或る一つの理論（The word）を支特するものであつて、決して營利の目的に用ひられてはならない。而してこれら二つの特性——教化の普及と營利觀念の除外——あつてこそ始めて、教育映畫が、國家並びにその稅關から特惠の待遇を受け得られる正當な理由があるのである。更に又、吾々が科學映畫と興行映畫を區別し得のも、この二つの特性によつて始めてなされるのであつて、それにより、教育映畫と一般興行映畫との境界も明らかに規定され得るのである。一般興行映畫に對しては、喜劇であれ正劇であれ將スター物であれ、とに角一般觀覽者が場代を支拂ひ、只興味本位といふ映畫に對しては、今の所「協會」は無關係である。

今の所と私は言つた。何故なれば、何時か近い将来に於て、教育的價値を有する映畫が一般常設館に於ても亦興行せられることを希望し期待するからである。若し映畫館に於てその種教育映畫が見らるゝならば、そして、その日が到來した時、我らは映畫に於ける營利主義に對する反対を撤去するであらう。少しでも教育や道徳が娛樂の中に盛られて來ると云ふことは、確かに社會的に必要なことである。

然し、私はこの假説に關しての最も必要なる注意を述べなければならない。何故ならば、道徳に對する意見が屢々一致しないと云ふ點から、この假説は危險に陥り易いからである。例へば道徳的のやうに見られる映畫で、然も風紀を棄すやうなことがあるかも知れない。即ちたゞ單に勸善懲惡を示すだけでは十分でない。更に又この原理を探る場合往々にして生活がひどく現實味を失ふことがある。加ふるに或る一國に於いて道徳的なることも、他の國に於てはさうでない場合がある。

然し乍ら私は教育映畫を定義せんと欲する一方に於て、それが爲に協會の活動をはつきり限定しやうと欲するものではない。といふのは教育映畫關係の範圍は極て廣汎であることが經驗に依つて次第に分つてくるので、それを今はつきり識別しやうとすることは明らかに失敗するからである。だから私はそうしたことはしやうとは思はない。只私の欲することは大いに必要である關稅問題の解決である。

以上の如く凡ての商業的利用を除外し、映畫を若干の教授形式に補助として用ひることを本務するものを、當分の間、教育映畫と定義することに依つて、吾々は財政當局(譯者註——關稅、其の他の稅金に關する當局の意)に、教育映畫識別の充分なる基礎を提供し得ると、私は考へる。

然しかく教育映畫を「若干の教授形式に對する補助」と認めて了ふことは、唯だ教授的(譯者說——Instructive の意味)映畫をのみ言ふことになり、私がこの論文の最初に當つて指摘した、廣汎なる教育の範圍の中の一小部のみの事ではないかと言ふ疑問が生じて來るであらう。將に然りであるが、然し吾々が何等かの結論に到達せんとする時には、出來得る限りそれに對する反抗の少きを選ぶ必要がある。而して教授の系論についてかれこれ云つてゐれば、我々の期待には副はないであろう。我々は進

まんとするならば全體的に進まなければならないのである。

或る一つの映畫が教育的であるかどうかを確定するのには、税關當局を除外することは出來ない。映畫を検定すると云ふことは彼等税關當局者の生活の單調さを緩和するかも知れないが、然し彼等はかかる檢閱を實行する時間も亦能力も持つてゐないことは明かである。彼らは物の重さや價格等の簡単な査定には慣れてゐるが物の性質の査定には慣れてゐない。然し、この爲に、荷主及荷受人に、(1)この映畫は教授用のものにして(2)商業的目的の爲に用ひらるものに非ざる旨を宣誓させ、宣言の形式で簡単な證明を政府に提供し得ると思ふ。

此處に私はベルギーの例を引用しやう。ベルギーでは此の種の映畫は税的義務から解放されてゐる。次にベルギーの税關長ヤンセン氏 M. Janssen が一九二五年八月十日に彼の部下達に配布した回章を掲げる。

- (1) 一八三五年八月八日發布の法令箇條により、當局は、政府・州及び一般自治體に屬する一般公共施設の爲の、科學的蒐集・古代の文物・貨幣・藝術及び歴史上の蒐集に關する物品は關稅を免除すべし。以下、科學及び藝術に關する公共團體及び此等輸入物品を販賣せざる教化團體の場合も之に準ず。
- (2) 右の外に、物理及び化學實驗室用の器具類、及び科學的研究實驗室用の諸器械は關稅法第一一九條によつて免稅されてゐる。
- (3) 右に述べた意向の勵行を計る爲に、私は現在關稅を免除されてゐない物品類（それらを私は次に列記するが）も、それらが學校等の教育團體によつて全く教化的な目的の爲に用ひるものとして輸入される時には、第一一九條により免稅さるべきであることを決定する。即ち光學上の器具、投射器 (Apparatus for Projection) 及びシネマ・寫眞に關する器具等を含む純粹及び應用科學上の機具類。例へば、一般及び工業的物理學・機械學・電氣學・工業的實驗等に關する器具類。機械・器具及び其他學校關係の教授用材料。明らかに教授用を目的とする寫眞及び映畫。其他凡て教授目的の爲の蒐集物。
- (4) 關稅免除の特權は、ラッセル或はアントワーブに於ける税關の審查官當局の許に

於て、或は他地方に於ける税關の審査員の検閲の結果許可せられる。之等の官廳は、問題の物品が眞實に科學上又は技術上の材料であり、確實に公私教育團體に向けられたものであるかを注意深く決定する必要がある。更に又彼等は、輸入された物品が教育上のみに使用せられ、決して商業的な目的の爲には用ひないものである等の事を、協會又は團體の首領なる人が責任者として記名した宣誓書をも職務上要求する。更に、かく許されたる物品は、税關當局の求めに應じて何時でも提出すべき義務を有し、賣却される場合及び撤去の前には、その處理を言明し日附の日に、相當する税金を納付すべき義務をも含んでゐる。

(5) 何等かの疑問の生じた場合には、税務當局は事件を内閣の決定に委ねる。

以上の如く、ベルギーの税關は、私が以上に提案した限定内に於ける教育映畫は無税で輸入せしめてゐる。識別に關する要求としては甚だ簡単なる宣誓書の形式に於て満たされてゐる。そしてこの宣誓書は、その責任者たる人が、知名の人士であり、各種の教育團體の領首たる人であり、加ふるに國家がその人々の屬する團體の蒐集に対して補助金を下附してゐる等のことから、當局にとつては充分信用に價するものであり得る。

要するに此の回章はローマ協會の目指してゐる途の上に一步を印したものであつて大いに喜ぶべきものである。

以上のベルギーの場合は、然し、稍狹義の可成り特殊な場合にのみ限られてゐる。前記の特權は同じ理由で、その性質の教育的にして興味本位でない團體にも、同時に與へられて然るべきであらう。實際に於ては、大協會のみが、此の種の映畫の蒐集を成し得、小團體は大蒐集の集成を考へることが出來ない。と云ふのは、一つの映畫は同じ學校で一度或は二度程しか用ひられないからである、しかし、多くの學校が一つの聯合團體の如きものに合流するならば映畫のセリイズを作ることを得、無駄なくそれらを活用することも出来る。

此の種のグループは、商業的目的を有しない團體の形式に於て、又は一九二一年のベルギーの法律が承認した協會の形式に於ても形成さればよいであらう。その團體の管理は比較的容易であるし又、營利的事業ではないと云ふことの保證は簡単に片附くことであるし、それによつて税關の仕事も大助りである。又國家は一方に於ては學問的或は教育的協會等には各々の活動に應じて補助金を交附してゐるのであるから、若片方に於て關稅として取りもどすと云ふことは甚だ矛盾したことである。其處で、若し國家によつて保護せられ且つ管理せられる國立教育映畫協會の如きものが設立せられるならば、税關當局も充分に之に信用を置き得るであらうし、吾々も亦望む所を集中し得るし、教育映畫を廻つての問題も非常に簡単化されるであらう。

然し私は此の種の方法のみには限り度くはない。少しも學校用ではない或る映畫、例へば旅行の映畫などでも教育的な價値は持ち得るし、又一般興行映畫として用ひられてゐるものゝ中にも一般教育的價値を有するものもあるからである。

此處に至つて、私は問題が非常に複雑化して來るのを認めざるを得ない。此の種の映畫の納稅義務は國庫及び自治團體等の金庫の大なる財源の一つであり、之等國庫及び自治團體がこの確實なる收入を一般教化の爲といふも、余り判然としない利益の爲に放棄するものは殆どなく、あつても極く稀である。

更に又因難なることは、誰が、或る一つの映畫の教育的價値を決定するか——と云ふ問題である。大抵の國は各々その監督及び檢閱の組織を持つてゐる。そして仕事はこれらの組織體に委ねられてゐる。然し各國同一の性質のものではない。彼等は同じ標準によつて檢閱するのでもない。而もそのメンバーや、凡てが充分なる能力を備へてゐる人のみとは限らない。それ故に、私が既に指摘した如く、此の種のもの（教育映畫）の眞價を知ることが討議されるのである。

現在は打ち勝ちがたくさへ見えてゐるこの困難を打破する爲には、吾々は他國に於ける、一般民衆の上に反映する教育映畫の成長しつゝある勢力を常に見守つてゐなければならぬ。即ちローマ協會の仕事及び一般民衆の教化に關する凡ての考案より生れる動的な力、等を見守らねばならない。（譯者 小松才吉）

内外教育映畫時報

民衆娛樂調査委員會の設立

一、その趣旨

最近社會狀態の急激な變遷に伴ふて、民衆娛樂問題は愈々重要性を加へつゝある。事實、娛樂なしの生活は近代人には殆んど不可能なるのみならず、娛樂の性質如何に依つてその生活が左右せらるゝことさへ少くはない。然るに今日の娛樂機關なるものは、多くは營利を目的として經營せられて居るために、つとめて人の好奇心を満足せしむる事にのみ腐心し、その結果やゝもすれば不健全に傾き、心あるものをして顰蹙せしむるやうなものさへ現はるゝに至つてゐる。従つて之が社會風教に及ぼす惡影響は、極めて大にして、眞に寒心に堪へざるものがある。

勿論從來と雖も爲政の任に在るもののが、此の娛樂機關に對する取締方針に苦心しつゝあつた事は云ふまでもなく、今日に於ても映畫演劇其他に對しては、純然たる消極的立場より之が弊害を予防すると云ふ目的を以て檢閲制度が設けられてゐるのであるが、唯に弊害を予防するのみでは到底娛樂の改善は十分に之を期待する事が出來ない。即ちこの消極の方策と共に、他方積極的に健全なる娛樂の發達を助成せしむる事に依り、兩々相俟つて初めて娛樂の改善と云ふ大目的を達成する事が出来るのである。この意味に於て本省に於ては曩に大正九年優良映畫及蓄音機レコードの推薦、認定（認定のみは明治四十四年以來）其他の方法を定め、これに依つて健全なる娛樂を社會に推奨し、併せてその發達を助成せしむべく努力して居るのであるが、時勢の進運に伴れてその實際的効果は漸く満足する能はざるものあるに至つたのである。そこで、この制度を擴充し、新に民衆娛樂調査委員會なるものを設置して、民衆娛樂問題に關し造詣深き諸家の參加を求め、廣く民衆娛樂の改善に關する事項を審議し、以て本省の民衆娛樂對策の方針を確立すべく努力する事になつた。眞口皆學、吉木敏吉

昭和六年二月九日、午後一時、その第一回會合が、文部大臣官邸に催され、委員の外本省よりは關屋局長、小尾課長、中田、宮本兩社會教育官、堀口督學官、富永囑託出席して、次のやうな順序で、委員會の今後の方針について意見の交換が行はれた。

1. 關屋社會教育局長挨拶
 2. 小尾成人庶務課長（民衆娛樂改善に關する施設の沿革）
 3. 中田社會教育官（民衆娛樂改善に關する施設の現狀）
 4. 委員の意見交換
 5. 試寫「最後の中隊」

文部省督學官 金子健二（當日欠席）
文部省圖書局編輯課長 青木存義
文部省囑託 権田保之助
同 田邊尙雄

東京女子高等師範學校教授 菅原教造

項東晉國文選卷之四

東京高等師範學院校受學額數左
初級科 每年一百二十人
本科 每年一百二十人

東京音樂學校教授
高 野 辰 之

東京高等工業學校教授
三橋 逢吉

廣雅

警視廳保安課長
小菅芳

東京少年審判所長 鈴木賀一郎

卷之三

ローマ教育映畫國際協會の近況

ローマの教育映畫國際協會は國際聯盟の管理に屬する一機關にして、昭和二年九月以来、我國も亦之に加入してゐる。その最近に於ける事業の概略は次の如くである。

- (イ) 國際聯盟並に教育映畫關係の公私諸團體との聯絡協力
- (ロ) 教育映畫に關する各國文獻を蒐集せる圖書館の設立
- (ハ) 機關雜誌「教育映畫國際評論」の發行（毎月）
- 特に一九三〇年度に於ける重要な事業
- (ニ) 映畫と兒童教育との關係に關する各種の研究調査
- (ホ) 社會的方面、特に科學的經營及び災害防止等のための映畫利用に關する研究
- (ト) 東洋各國に於ける映畫檢閱、取締等の法制の比較研究
- 教育映畫關稅免除條約案の作成

教育映畫關稅撤廢運動

現在、各國政府は、非營利的性質の教育映畫に對し、純營利的性質の興用映畫と同様の關稅を課せるが、元來教育映畫は多額の製作費を要し、その映畫に依て利益を挙げることは殆ど不可能なる上に、かかる課稅をなすは、教育映畫の普及發達を阻み、國際文明の增進を妨ぐる點に鑑み、教育映畫國際協會は豫てこの問題につき研究しつゝあつたが一九二九年十二月ジュネーヴの國際聯盟事務局内に於て教育映畫關稅免除國際條約案を準備する爲に、専門家委員會を開いた。

右委員會に於て作成せられた草案は、一九三〇年一月教育映畫國際協會理事會及び同常設執行委員會に附託審議せられ、第五十九回國際聯盟理事會（一九三〇年五月十二日より十五日まで）に於て經濟委員會の意見を附せられた上、理事會の承認を経、各國政府に送附し、その意見を求むこととなつたのである。

教育映畫關稅免除條約案の內容要點

(一) 免除せらるべき課稅の範圍

教育ファイルムの輸入、通過及輸出に關し統計稅以外の一切の關稅及一切の必要
なる各種の課金（第一條）

(二) 規定の適用を受くべき教育ファイルの種類(第二條)

撮影し且現像せれたる陰畫

音響フィルム及發聲フィルムに於ては、その附屬

(三) 規定の適用を受くべき教育フィルムの限定(第四條)

學會及科舉之完全。主事の改行は、其の専門を受けて專らその自用の爲に要求する。

(一) 學會及科學院はしてその政府より許可を受け專門の公用の爲に要求せらるたるファイルム（第五條）

(四) 條約の利益を受くべき教育ファイルムの認定（第六條、第七條）

教育ファイルムの認定は、各國に於てその政府の任命せる機關の發行せる證明書を添附して申込されたるものに對し、教育映畫國際協會に於て査定したる上、

その結果、教育ファイルムを認めたるものには一定の證明書を交附する。

（前略）
（後略）

文部省映画近況

近く完成する、劇と線画

昨年懸賞募集せる映畫筋書中二篇を選び日活及び松竹に委托して製作せしむることとなつたが、何れも目下撮影中にて、四月中には完成の豫定である。

一、輝く愛 五卷 一、三〇〇米（豫定）

（松竹）

脚色 松崎博臣 監督 西尾佳雄

一、玉を磨く 五卷 一、三〇〇米（豫定）

脚色 小林勝 監督 熊谷久虎

(四)

（日活）

一、五一ちゃん 一卷 三〇〇米（豫定）
山本早苗

最近完成せしもの

一、夕又吉 一卷 二九五米（一一八圓）

横濱シネマ 村田安司

三、恋の申すの

映畫貸與状況

映畫貸與は昭和三年以來實施してゐるが、その申請數は左表の通り逐年増加の傾向にある。

年度	貸與先					合計
	官衙	学校	公團	其の他	益公團體	
昭和三年	五	四〇	六	六	五七	一一八
昭和四年	九	五七	三二	二〇	一五	四八一
昭和五年	一一八	二二九	一一九	一一八	一五	三九

ファイルム頒布に就て
（規程摘要）

一、頒布ファイルム

後掲目録に記載のものはすべて頒布す。一組二巻以上のものは、希望により各巻分割して頒布す。

二 頒布價格

後掲目録に記載の通り（全部一メートル四拾錢の割）

三 別不申請の手續

但し、ファイルム観覽の上頒布を受けんとする者には希望ファイルムを本省映寫室に於て試寫供覽す。

四 代金納入及びファイル交付

スバルの代金は、申請書受理後本省より送付する納入告知書により最寄日本銀行

本三月に修理店に紹介の上、然る時は直ちに本管
租し、この場合フィルムの送料及び荷造費を要せず。

五
其
他

省社會教育局庶務課に照會のこと。

六、頒布申請書樣式

爲了一舉一活動寫真「ファイルム」頒布申請書

卷之三

昭和三年文部省告示第三百四十二號所定ノ事項ヲ遵守スベキニ付右御頒布相成度

卷之三

資興大士與此
申請主者近

七言歌合辭與一枝丁

文部省宛
(明治總要)

フィルム貸與に就て (規程摘要)

一、貸與フィルム

後掲目録中○印を附したるものに限り貸與す。

但し、皇室に關するフィルムは公益の目的を以て使用する者以外には貸與せず。

二、使用料

總て一卷一日に付金壹圓の割とす。

亦申請書

但し、往復共運送に要する日數は加算せざるも、使用期間満了の翌日中に發送せざる時は遅滯日數に對する使用料を追徵す。

三、運賃及荷造費
御用事務の運送を要する場合は其取扱いに依り、口座又は書面より丁文等
 往復とも被貸與者の負擔とす。

四、貸與申請の手續

ファイルムの貸與を受ける者は、別記様式による申請書をなるべく使用期日の

一週間以前に本省に到着する様差出すこと。

五、使用料の納入

使用料は前納とし、本省に於て申請書受理後送付する納入告知書に依り最寄日本銀行本支店又は代理店に納入のこと。

但し、急を要する場合は豫め郵便爲替にて前納するも差支へなし。

六、貸與申請書様式

活動寫眞「フィルム」貸與申請書

昭和三年文部省告示第三百四十三號所定ノ事項ヲ遵守スヘキニ付左記ノ通「フィルム」御貸與相成度

記

卷 數

一 フィルム名稱

一 使用ノ目的

一 使用ノ期間

文部省
製作
活動寫眞ファイルム目録

文部省 製作	活動寫眞ファイルム目録	(○印は貸與をもなすもの)
ファイルム題名	内 容	卷數 (メートル數) (價格)
(一) 關東大震大火實況	本省撮影班が幾多の危険を冒して撮影せしもの。殊に第五卷には皇后陛下並攝政殿下の災害地御視察及傷病者御慰問又は良子女王殿下罹災民の爲に御針を運ばせらるる御模様等を拜寫せり。	五 ^{一、一各} (四七二・〇〇)
(二) 皇太子殿下御成婚の御儀	皇太子殿下赤坂離宮御出門並良子女王殿下宮邸をお出ましより御日出度御同列にて御還啓迄御盛典の御模様を拜寫せるもの。	二 ^{一、一各} (二八〇・〇〇)
(三) 東宮同妃兩殿並山陵御參拜下	御成婚奉告の御儀を行はせ給ふ爲東京驛御發車より伊勢大廟訟傍神武天皇御陵及伏見桃山兩御陵御參拜の御模様を詳細に拜寫せるもの。	三 ^{一、一各} (三六〇・〇〇)
(四) 秩父宮殿下立山御登山	本省撮影班が多大の艱苦を嘗めて御勇敢なる殿下の御行動を洩なく謹寫し併て立山連峰の壯觀を撮影せしもの。	二 ^{一、一各} (二八〇・〇〇)
(五) 觀菊會	赤坂離宮に於ける觀菊會の御催し並に御苑の御模様を拜寫せるもの。	一 ^{一、一各} (一四六・〇〇)
(六) 皇太子殿下葉山海岸御水泳	葉山海岸に於て殿下が近侍の人々と共に御水泳遊よされ水中射撃、水中筆書等に御妙技を發揮せらるゝ御模様を拜寫せるもの。	一 ^{一、一各} (八〇・〇〇)

一 使用回數
一 使用場所
一 映寫機名稱
一 映寫技師ノ職氏名
一 說明者ノ職氏名

申與請
者

趙公之子，一曰公彥，一曰公彥，一曰公彥，一曰公彥。

氏文一卷

申請者

四四

(元) 富士と五湖巡り	(元) 海の生物	(元) 三日日本天の橋立	(元) 蟻とその害毒	(元) 音の競技	(元) 航空船にて復興の帝都へ	(元) 公衆東京見物	(元) 雪の北越	(元) 情の光	(元) 我國の古武道	(元) 我國の製鐵工業	(元) 三日本雪の壺	(元) 蚊の一生と疾病の傳播
東京高等工藝學校寫眞部の畠助教授を指導者として本省撮影班が富士て登り更に山麓の所謂富士五湖を巡りて其の歴史等を關する参考資料を兼ねたるもの。學術映畫と藝術映畫とを兼ねたるもの。	東北帝國大學淺虫臨海實驗所に於て撮影せしもの、海の生物二十餘種の棲息狀態を明細に收めたるのみならず各種又水生植物研究の狀況等をも加へたるもの。學術映畫として與味深かるものなり。	由來橋立は日本三景中に數へられ世評高きに拘らず單獨の橋立のみを撮影して成功せる映畫殆んどなし。本映畫は間に人間生活に及ぼす害毒を指摘してその驅除方法をも詳細に示したるもの。學術映畫と衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。	古來我國の宮廷に於て或は壯なる之等競技の實際を廣く一般に知らしむると共に永久に傳へて國民教育上の資料に供せんとするもの。	東京帝國大學傳染病研究所山田技師指導の下に完成せしもの。學術映畫と衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。	本省技師を護ヶ浦海軍航空隊の新航空船に塔乗せしめ、後後に於て空中より復興途上にある帝都及其近郊を完前後を收めたるもの。	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選作を脚色し、特作映畫社に委嘱して製作せしもの。罪人を父に持ち貧困と相俟ちて美しき人情の極致を發揮せる情味豊なる映畫なり。	本省に於て懸賞募集せる映畫劇脚本梗概當選作を脚色し、就て全國に直り夫々當代の權威者に依頼し約一ヶ年を費して其の秘術妙技を撮影完成せしもの。以て之等古武道の精神及型を後世に傳ふると共に武道精神の鼓吹に資する所大なるものあらん。	本省撮影班が東京博物館の後閑理學士を指導者として八幡製鐵所の特別なる援助の下に同所に於ける作業實況を漏して蓋し大人にも子供にも興味盡きざるものあるべし。	親孝行の漁師の網に懸りたる壺より何が現はれ如何なる場面が展開されて行くか要は忘恩背德の行為を戒めたる一篇の寓話なりと雖物語の内容と線畫の持つ獨特の味と相俟つて蓋し大人にも子供にも興味盡きざるものあるべし。	東京美術學校寫眞部に於て斯の方面に造詣深き烟保之氏を中心とする八百八島變化極りなき松島灣の風光乃至地理を歴史の参考資料に富める名刹古蹟等を最も藝術的に撮影せしもの。	蚊の研究者として名ある東京帝大傳染病研究所技師山田信一郎氏指導の下に撮影せしもの。蚊の成長經過及其の疾患傳播状況を最も詳細に示したる顯微鏡映畫なり。	
二	二	一	二	三	一	五 二五 (五〇八・〇)	一	五 一、四〇 (五六四・〇)	五 一、二〇 (九六六・〇)	一	二 三〇五 (二三三・〇)	一 二 (一〇五・〇)
(二五六・〇)	(二〇八・〇)	(二〇八・〇)	(二〇八・〇)	(二〇八・〇)	(二〇八・〇)	(二〇八・〇)	(一〇一・〇)	(一〇一・〇)	(一〇一・〇)	(一〇一・〇)	(一〇一・〇)	(一〇一・〇)

(四) 鍬の光懸	(五) 陸上競技	(三) 病毒の傳播(線画)	(二) 日本三景	(一) 我國の農業	(零) 動物界の母性愛
懸賞募集映画劇脚本一等當選作を日活會社に委嘱して映畫にしたものの。淋れゆく農村を背景として勤勉なる一青年の義弟を描き、その義母に仕ふる孝心と純情とは無懾の義弟を改生生活を描め更に彼が世の爲人の爲に盡す公共心は遂に一村に感化し浮薄なる人情は淳朴に疲弊せらる農村も再び平和な村に還へるといふ情味豊かな映畫なり。	體育研究所をはじめ、道大家指導の下に各種陸上競技に關し、夫々我國一流の選手を集め、その競技振を撮影し特にコマチ用映画とし、て作成したるもの。各選手の模範的フオームを示すと共に重要にして難解なる敏捷の運動微妙の動作を示したるもの。	恐るべき病者が各方面に傳播する有様と之に對する注意豫防法等を示したるもの。概して難解無味なる斯種映畫の弊等は或は高度撮影に其他種々の方法と技巧とを用ひて説いたるもの。	日本三景「陸前の松島」「安藝の嚴島」「丹後の天の橋立」の風景を一巻に收めたる清新にして雅致ある藝術的風景映画なり。	從來我が國に行はれたる農業と各地に於ける改良農業との實況を示し、以て我國農業の改善すべき道を説き農業獎勵の利用各種副業等を詳細に收めたり。	蟲類等の下等動物より鳥類哺乳類等に至る迄諸種の動物が其の子を愛撫養育する様を撮影し動物の習性親子間の情愛が等を示したもの。
四 (三九六〇)	三 (三五八〇)	二 (二三〇〇)	一 (二二〇〇)	一 (二一〇〇)	一 (二一五〇)
九〇	八五	三〇	二五	二〇	一九

(一) 美談公父を助けて	(二) 第三回汎太平洋學術會議	(三) 大正天皇御大喪の御儀	(四) 職婦人の優しき力	(五) 我國の火山	(六) 親善人形のお使	(七) ここの子この親
嘗て各新聞紙上に報道せられ満天下の感激と同情的となれる福岡縣駿馬小學校兒童渡邊保一家の哀れにも美しき忠孝美談を正確なる事實に基づき本省に於て之に劇脚色し陸軍省第六師團及福岡熊本兩縣廳の後援を得て完成せるもの。	我國に於て開催せられたる第三回汎太平洋學術會議の狀況を詳細に收め更に同會議に出席せる各國著名の學者の風貌念せんとするもの。	大正天皇御大喪に際し市内各所に於ける市民奉悼の實況葬列東淺川假驛より多摩御陵に到る靈輦の御行列の御模様等を漏れなく謹寫したるもの。	都鄙山海を通じて或は昔ながらの或は近代的の婦人獨特之等の職業に係はり各種産業に貢獻する婦人の努力を紹介し上し我國婦人風俗の一班を知らしむると其に婦人の職業指導の資料に供せんとするもの。	本省撮影班が全國の著名なる火山に登りその實景を撮影するとの共に附近の温泉、湖沼、河川等火山と密接の關係あるものも心を拂つて漸く完成したるもの。一見して説示する等多大の種苦類、特徵成因影響其他火山に關する智識を修得し得べし。	本省撮影班が全國の著名なる火山に登りその實景を撮影するとの共に附近の温泉、湖沼、河川等火山と密接の關係あるものも心を拂つて漸く完成したるもの。一見して説示する等多大の種苦類、特徵成因影響其他火山に關する智識を修得し得べし。	然運改題し日活會社に委嘱して製作したるものの。牛生を數奇の真面目なる女工となり貧苦と戰ひつゝ其の子を養育してそ諒の幸福の爲に波亂ある生涯を送るといふ美しき人情を
四	二	二	一	二	二	四
(四〇〇・〇〇)	(一八〇・〇〇)	(二四〇・〇〇)	(三三〇・〇〇)	(二二〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	一、〇〇

(老)「うみねこ」の蕃殖地 島	(老)「うみねこ」鮭	(乳)児の栄養	(女)女子の體育	(十)和田湖探勝	(七)七つの夢(線画)	(二)黒部峠谷探險	(吾)我ガ南洋
「うみねこ」の群棲地として知られ、天然記念物として指定せられたる青森縣の蕪島及び附近に於ける鮭の捕獲、卵人工孵化等の實況を示したもの。	北海道千歳鮭鱈孵化場及び其附近に於ける鮭の捕獲、卵人工孵化等の實況を示したもの。	斯界に名ある前日本醫科大學小兒科々長石橋博士指導の下に、乳児の栄養特に至難とせらるゝ人工栄養の方法及之に關する注意等を詳細に説示したる子供の育て方の姉妹作なり	從來、我國に於て比較的等閑視せられたる女子體育の必要を説き現今行はれつゝある各種の女子體育、運動競技等の實際を示したるもの。	新日本八景の隨一と稱せらるゝ十和田湖及其附近の明麗な風光を最も藝術的に撮影したるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導として人跡未踏の神秘境と稱せらるゝ富山縣黒部川上流の峠谷を探險しその幽邃豪壯な風景、珍奇なる動植物等を撮影すると共に一行の苦心探險の有様を示したるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導として人跡未踏の神秘境と稱せらるゝ富山縣黒部川上流の峠谷を探險しその幽邃豪壯な風景、珍奇なる動植物等を撮影すると共に一行の苦心探險の有様を示したるもの。	本省撮影班が冠松次郎氏を指導として人跡未踏の神秘境と稱せらるゝ富山縣黒部川上流の峠谷を探險しその幽邃豪壯な風景、珍奇なる動植物等を撮影すると共に一行の苦心探險の有様を示したるもの。
一 (二三〇〇)	一 (二三〇〇)	一 (二〇〇〇)	一 (二六〇〇)	一 (二〇〇〇)	一 (二四〇〇)	二 (二三〇〇)	六 (二三〇〇)
云 云	云 云	云 云	云 云	云 云	云 云	吾 吾	五八〇

(六) 人體寄生蟲と其の中間宿主	東京帝大傳染病研究所宮川博士指導の下に約半歳の日子を費して苦心完成したるもの、主要なる人體寄生蟲十數種につき一々その發育感染経路を明細に説示すると共に之等寄生虫とその中間宿主たる各種小動物との關係をも示したるもの、興味ある學術映畫の衛生思想宣傳映畫を兼ねたり。
(七) 御大禮觀兵式、特別觀艦式	代々木練兵場に於ける大禮觀兵式並に横濱港外に於ける大禮特別觀艦式の實況を撮影したるもの。
(八) 水泳	日本游泳聯盟に委嘱して斯道の一流選手を集め、日本古來の各稱游泳法及近時の競泳法等を一々精細に撮影しコーコ用として編輯したるもの。
(九) 有角動物「牛」	牛の効用に就て各種の方面より觀察し一々之を説示し牛が我々日常生活と如何に密接な關係を有するか如何に廣く利用せらるゝかを示したるもの。
(十) 體操	小學校を卒へたる男女青少年が仕事のかたわら實業補習學校で職業の事や市町村民として必要なことを學習してゐる實況を(都市の卷)(農村の卷)(漁村の卷)三卷を收め、實業補習教育の實狀を詳細に撮影したるもの。
(十一) 魚の國(線畫)	海底に沈みし潜水艦に住める魚族は常に鯨に同族多く喰はれし爲、一同は結束し、一團となりて大敵鯨に向ひ見事には敵を斃せしも、その祝勝式の時あまり破目をばづせるため遂に漁夫に釣り上げらるゝといふ、油斷大敵勝つて兜の緒をしめよの意を寓した兒童向の教育漫畫なり。
(十二) 雪國の一日	高田金谷山スキーフィールドにて開催されし、全日本スキー大會の盛況とそれに出席せし諸威スキーリストの模範的の型を高速度撮影を利用し雪國獨特の風景を加へたるもの。
(十三) 赤石岳	赤石岳を中心とする日本南アルプスの風景を紹介し併せて地理、登山、上等の参考に資するため、本省撮影班が本年初夏の頃十數日に亘り残雪専深き南アルプスを踏破して附近一帯の風景と登山の實況とを撮影したるもの。
(十四) 駒ヶ岳の爆發	北海道駒ヶ岳爆發の實況と附近一帯の慘害の實狀等を詳細に撮影したる實寫て多數の線畫を挿入し學術的説明を加へたるもの。曩に製作せる「我國の火山」の姉妹作なり。
(十五) 天皇陛下關西行幸	聖上陛下大島八丈島及び關西地方行幸に際し、本省撮影班を各地に派し各地に於ける陛下の御親閑御研究御探勝等の御模様をはじめ、各地官民の熱誠をこめたる奉迎送の實況等を謹寫せしめ、宮内省交付のものも加へ編輯したるもの。
(十六) 世界一周飛行	獨逸航空船ツエッペリン伯號の世界一周の途次我が國來航訪問に際し、その航空著陸乃至出航等の實況をはじめて説示したるもの。
(十七) ツエッペリン伯號	物質、天然資源、貿易、國債等各方面より解剖し、この國國家の難局に際して國民に専徳費、奢侈、浮華、放縱等弊風の如き指摘をし博く國民の自覺に訴へて舉國一致、勤儉力行の精神を培養の方途を示したるもの。
(十八) 日出づる國民	我が國が現に遭遇しつゝある經濟難局の實情を人口、生活方途を示したるもの。
(十九) 覚めよ國民	光輝ある我が歴史の跡をたづね遠く建國の昔より現代に至るまで各時代幾多の國難に君臣一體舉國一致よくこれに處し我が文化を發達せしめた過程を示し、更に今新に吾等に於ける國難を暗示し、國民精神作興と國力培養の行以て國力を培養の方途を示したるもの。
(二十) 二つの世界	「蟻と螽蟴」の寓話を基として蟻の勤勉と蛙、螽蟴、蝶等の安逸深く勤儉力行の精神を何人にも容易に會得し得らるゝやう興味深く説示した教訓漫畫。

(一) 逸放縱の二つの生活	我が國が現に遭遇しつゝある經濟難局の實情を人口、生活方途を示したるもの。
(二) 世界一周飛行	獨逸航空船ツエッペリン伯號の世界一周の途次我が國來航訪問に際し、その航空著陸乃至出航等の實況をはじめて説示したるもの。
(三) ツエッペリン伯號	物質、天然資源、貿易、國債等各方面より解剖し、この國國家の難局に際して國民に専徳費、奢侈、浮華、放縱等弊風の如き指摘をし博く國民の自覺に訴へて舉國一致、勤儉力行の精神を培養の方途を示したるもの。
(四) 日出づる國民	我が國が現に遭遇しつゝある經濟難局の實情を人口、生活方途を示したるもの。
(五) 覚めよ國民	光輝ある我が歴史の跡をたづね遠く建國の昔より現代に至るまで各時代幾多の國難に君臣一體舉國一致よくこれに處し我が文化を發達せしめた過程を示し、更に今新に吾等に於ける國難を暗示し、國民精神作興と國力培養の行以て國力を培養の方途を示したるもの。
(六) 二つの世界	「蟻と螽蟴」の寓話を基として蟻の勤勉と蛙、螽蟴、蝶等の安逸深く勤儉力行の精神を何人にも容易に會得し得らるゝやう興味深く説示した教訓漫畫。

(六) 東京女子高等師範學校行啓	皇皇后陛下には昭和五年三月二十七日女子教育御獎勵の思召を以て東京女子高等師範學校に行啓遊ばされ親しく同校の教育狀況を御巡覽遊ばさる、その模様を謹寫せるものなり。
(五) 櫻	東京、京都、良奈、吉野等花の國櫻の名所をめぐる實寫なり。
(四) 石油	石油の採掘精製及各種利用狀況等を始め石油より生ずる各種副產物の製造利用の實情等を詳細に撮影し石油が我々日常生活と如何に密接なる關係を有するかを興味深く説示したる通俗學術映畫なり。
(三) 天皇陛下御巡幸	昭和五年三月天皇陛下復興帝都御巡幸並帝都復興式々典御臨幸に際しその御模様を詳細に謹寫すると共に、曾て震災直後焼土の帝都御巡幸の御模様をも挿入し更に帝都復興式典舉行當日市内各所に於ける復興祝賀の實況等をも加へ編輯せるもの。
(二) 昭和の帝都	大震大火の爲殆んど壞滅したる帝都東京の復興したる實況を、道路、橋梁、建築其他社會的文化的各方面に亘つて撮影し、近代文化施設の完備せる復興帝都の偉容を遺憾なく示すと共に、震災前及震災當時の實況をも加へて帝都復興の風光を撮影したるもの。
(一) 極東選手權競技大會	昭和五年五月第九回極東選手權競技大會開催に際し、特に總裁秩父宮殿下が同大會出場の内外選手及關係者を召され、當日は各皇族殿下御聽覽の邦樂洋樂及舞踊等の演奏の實況を撮影したるものなり。
一	一
(一〇四・〇)	(一〇八・〇)
二	二
(一〇三・〇)	(一〇三・〇)
三	三
(一〇八・〇)	(一〇八・〇)
四	四
(一〇四・〇)	(一〇四・〇)

(全) 幼児の運動	(全) 生きる力	(全) 忠吉は歸つた(線画)	(全) 新宿御苑	(全) 萬國工業會議	(全) 御親閲水戸堀原練兵場	(全) 明治神宮體育大會
嬰兒より育て方、衣服と運動と乳兒の栄養の關係を示したるもの。其の姉妹作なり。	松竹キネマ蒲田撮影所に委嘱して製作したるもの。正義を守る兄弟が、疲弊して行く村を振興せんがため、農村勞働自覺を組織的合理的に改良せざるべからざることを叫び農民の教育映畫なり。	イソップ物語の「田舎の鼠と都會の鼠」の寓話をして鼠忠吉は東京銀座に住む叔父を頼りに遙々上京したが恐怖の再び故郷へ歸るといふ筋。	萬國工業會議開催に際し、總裁、秩父宮殿下御主催の新宿御苑内に於ける園遊會の模様をはじめ容易に拜観し得ざる同	我が國に於て開催せられたる世界最初の萬國工業會議の實況に及列席者の各地見學觀光等の模様を撮影すると共に本會議に列席せる内外著名の學者の風貌を加へたるもの。	天皇陛下關東地方特別大演習御統監の爲茨城縣下行幸の砌水戸堀原練兵場に於ける群馬栃木・茨城三縣下の男女青年砌團員、在郷軍人、中等學校生徒、青年訓練所生徒等諸團體を體御親閲の實況並鹿島神宮參拜をはじめ附近御巡幸の模様を體攝影したもの。	並に競技天嘗等の御模様を漏れなく拜寫すると共に同大會に於ける水泳、陸上庭球、野球、三馬術、拳闘、相撲、體會幸操及各種競技の實況を撮影したるもの。
一	五	一	一	(一九六〇)	(一七〇)	(三八〇)
(九二・三)	三六	一四〇	二三	四	四	八

(一) 海洋少年團御親閲	(二) 皇后陛下東京聾啞學校行啓	(三) 皇后陛下東京盲學校行啓	(四) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(五) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(六) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(七) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(八) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(九) 鹿島槍ヶ岳と下廊下	(十) 鹿島槍ヶ岳と下廊下
(一) 昭和五年六月天皇陛下静岡御巡幸の砌特別の思召を以て沼津御用邸より重須海岸に至る海上を少年團日本聯盟海沿部の練習船義勇和爾丸に乗御、親しく健兒の諸作業を閲覧せられたる御模様を詳細に拜寫すると共に、附近の明媚なる風光を收めたるもの。	(二) 昭和五年七月二日皇后陛下東京聾啞學校に行啓、親しく聾啞教育の實際を御視察の上當日特に催されたる、學藝會に御臨御可憐なる聾啞児の學習遊戲を古覽遊ばされたる際の御模様等を拜寫せるもの。	(三) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(四) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(五) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(六) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(七) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(八) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(九) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。	(十) 昭和五年八月本省撮影班が長野縣大町を發して鹿島槍ヶ岱北槍頂上を極め次て北アルプス背梁を布引岳、冷池、爺岳、白龍溪と南に縱走して岩小屋澤岳の支脈を黒部下廊下に下り、大町に歸着する迄十數日間の行程を撮影し變化に富める前後二卷に編輯せるもの。
(一) 教育勅語渢發四十周年記念式	(二) 明治の輝	(三) 明治神宮奉納神事舞	(四) 全國男女青年代表御親閲	(五) 神儀作法	(六) ろば(線畫)	(七) ろば(線畫)	(八) ろば(線畫)	(九) ろば(線畫)	(十) ろば(線畫)
(一) 昭和五年十月三十日文部省及東京府市主催の下に東京帝國大學に於て舉行せられたる教育勅語渢發四十周年記念式帝典の實況を詳細に撮影せるものにして、同式典の盛儀を記念すべき唯一の映畫なり。	(二) 昭和五年十一月二日比谷公會堂に於て舉行せる令旨奉戴十周年記念式典の實況と、翌三日宮城前廣場に於ける全國男女青年代表御親閲の御實況とを撮影編輯せるもの。	(三) 昭和五年十一月四日全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(四) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(五) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(六) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(七) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(八) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(九) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。	(十) 昭和五年十一月四日宮城前廣場に於ける全國各地より選ばれて奉納されし八種の神事舞を特に本映畫製作のたる好儀の記念映畫なり。
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)	(一〇〇・〇〇)

(二) 昭和五年十一月岡山練兵場親閲	(三) 北伊豆震災	(四) 水の力	(五) 鯨
練兵場昭和五年十一月に於て岡山、天皇陛下陸軍特別大演習御統監の砌岡山中等諸學校、青年訓練所生徒等の諸團體御親閲の御鄉模様と同練兵場に於て行はれたる觀兵式の實況とを示した御鄉	葉末の一滴よりやかて溪流となり、河となり海となる優しさも偉大なる水の力と効用とを説示したるものにして、灌漑、通運、發電等をはじめあらゆる機會にあらゆる形態を灌漑して人生に無限の恩恵を與へる水の効用を示したり。	宮城縣金華山沖に於ける壯絶なる『まつこう鯨』捕獲の實況及捕鯨會社に於ける捕獲鯨處理の模様等を撮影し加ふるに鯨の効用をも示したるもの。	練兵場昭和五年十一月に於て岡山、廣島、山口三縣下の男女青年團員、在岡山軍人、中等諸學校、青年訓練所生徒等の諸團體御親閲の御鄉模様と同練兵場に於て行はれたる觀兵式の實況とを示した御鄉
二 (一五〇〇)	一 (一七〇〇)	二 (一七〇〇)	二 (一七〇〇)

映畫に關する事項は

文部省社會教育局庶務課に
照合せられたし

終

目次